田原市自主防災活動推進要綱

第１章　総則

（目的）

第１条　この要綱は、田原市地域防災計画に掲げる「防災協働社会の形成」の実現に向けて、市内の各地域の中で自主的に組織された防災組織の育成及び活動の推進を図り、もって田原市全体の防災活動の円滑な実施に寄与することを目的とする。

（自主防災会）

第２条　この要綱において、「自主防災会」とは、日頃から災害に備えるとともに災害時には被害を最小限に抑え、その拡大を阻止すること及び避難誘導、救出救護等を行うことを目的として、地区自治会等を単位に自主的に結成された組織をいう。

（活動内容）

第３条　自主防災会は、日頃から市、地域の消防団及び事業所等の防災組織と密接な連携のもと、次に掲げる活動を行うものとする。

(1)　平常時の活動

ア　防災に関する知識の普及

イ　高齢者、障害者、乳幼児等災害時要援護者等の把握

ウ　地域内の危険箇所、防災資源等の把握

エ　防災訓練の実施及び消火、救助、救護等の技術の習得

オ　一時避難場所の決定及び周知並びに避難路の確認

カ　市が実施する防災活動への参加及び協力等

(2)　災害時の活動

ア　地域内の情報収集及び伝達

イ　初期消火

ウ　救助、救出及び救護活動

エ　避難及び避難誘導

オ　避難所の運営

カ　高齢者、障害者、乳幼児等災害時要援護者等の安全確保

キ　給食及び給水活動

ク　防疫、衛生活動等

（コミュニティ協議会の役割）

第４条　コミュニティ協議会は、当該コミュニティ協議会の区域に所属する自主防災会を総括するとともに、必要に応じて助言及び協力を行う。

（市の支援）

第５条　市は、自主防災会が第３条に掲げる自主防災活動を推進するために、次に掲げる必要な支援を行う。

(1)　広報活動　隣保協同の精神に基づく、自発的な防災組織の必要性を認識させるとともに、防災意識の高揚を図るため、広報活動を実施する。

(2)　防災教育　災害に関する基礎知識及び救助、救出等防災技術の向上を図るため、講習会等の開催、訓練の実施等を通じた防災教育を実施する。

(3)　防災活動事業支援　自主防災会組織の基礎づくり及び防災活動の円滑化並びに防災資機材の充実を図るため、必要な支援を行う。

(4)　その他　自主防災会活動に対して、必要な助言及び協力を行う。

第２章　自主防災活動奨励金

（交付基準）

第６条　前条第３号に定める支援内容のうち、自主防災会が訓練の実施及び防災啓発その他必要な防災活動を推進するために必要な経費への支援として自主防災活動奨励金（以下「奨励金」という。）を交付する。

２　奨励金の交付基準は、次のとおりとする。

⑴　交付対象事業及び対象経費　自主防災会が訓練、啓発活動等に要する経費であり、その対象は、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料等とし、備品購入費、工事請負費等に要する経費は、対象外とする。

⑵　交付額基準　１自主防災会当たり、均等割額１万円に、自主防災会内の世帯数（前年度の１月３１日現在）に３００円を乗じて得た額を加算した額を上限とする。

（交付申請）

第７条　奨励金の申請に当たり、コミュニティ協議会は、所属する自主防災会の活動経費を取りまとめて、あらかじめ市長に自主防災活動奨励金交付申請書（様式第１号）及び自主防災活動奨励金事業計画書（様式第２号）を提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第８条　市長は、第６条の規定に基づき、奨励金の交付を決定したときは、自主防災活動奨励金交付決定通知書（様式第３号）により、当該コミュニティ協議会に通知するものとする。

（変更等）

第９条　コミュニティ協議会は、所属する自主防災会が、前条の規定による決定に係る事業（以下この章において「補助事業」という。）の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、あらかじめ市長に自主防災活動奨励金変更等申請書（様式第４号）及び自主防災活動奨励金変更等事業計画書（様式第５号）を提出し、その承認を得なければならない。

２　市長は、前項の規定にかかわらず、変更等による増減額が、既に交付決定している額の２割以内となる場合は、同項に規定する申請書及び計画書の提出を免除することができる。

（変更等決定の通知）

第１０条　市長は、前条第１項に規定する申請書及び計画書を受理したときは、第８条の規定に準じ、自主防災活動奨励金変更等決定通知書（様式第６号）により、当該コミュニティ協議会に通知するものとする。

（概算払）

第１１条　市長は、当該コミュニティ協議会から自主防災活動奨励金概算払請求書（様式第７号）が提出され、必要と認めた場合は、第８条の規定により交付決定した額の７割以内の額において、概算払を行うものとする。

２　前項の規定による概算払金の交付後、前条の規定による交付決定の変更があった場合は、概算払の額は変更しないものとし、第１３条の規定による奨励金の額の確定に基づき、第１４条の規定による精算払又は第１５条の規定による返還を行う。

（実績の報告）

第１２条　コミュニティ協議会は、所属する全ての自主防災会の補助事業が完了したときは、最後の補助事業完了の日から起算して２０日を超えない日又は当該年度の３月３１日のいずれか早い日までに、自主防災活動奨励金実績報告書（様式第８号）を市長に提出しなければならない。

（奨励金の額の確定）

第１３条　市長は、前条に規定する報告書を受理したときは、その内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合することを認めた場合に、交付すべき奨励金の額

を確定して当該コミュニティ協議会に自主防災活動奨励金確定通知書（様式第９号）により通知するものとする。

２　市長は、交付決定した額と前項の規定による奨励金の確定額が同一の場合には、前項に規定する確定通知書の作成及び通知を省略するものとする。

（精算払）

第１４条　市長は、当該コミュニティ協議会から自主防災活動奨励金精算払請求書（様式第１０号）が提出された場合は、前条第１項に規定する奨励金の確定額から第１１条の概算払の額を控除した残額を交付するものとする。

（交付決定の取消し又は奨励金の返還）

第１５条　市長は、コミュニティ協議会又は所属する自主防災会が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金に係る交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は概算払により交付した額の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1)　この要綱及び交付決定に付した条件に違反した場合

(2)　奨励金を他の用途に使用した場合

(3)　奨励金の運用又は補助事業の執行方法が不適切と認められる場合

(4)　実支出額が概算払の額に比べて減少した場合

(5)　市長の承認を受けないで補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止した場合

（遅延利息）

第１６条　コミュニティ協議会は、前条の規定により奨励金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかった場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納額について年１４．６％の割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。

２　市長は、前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があると認めた場合は、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

（関係書類の整備）

第１７条　コミュニティ協議会及び自主防災会は、補助事業に係る収支を記載した帳簿及びその証拠となる書類を整備し、これらの書類を補助事業が完了した年度の翌年度から５年間保存しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めた場合は、この限りでない。

第３章　自主防災施設等整備補助金、地区集会所等耐震改修補助金

（交付基準）

第１８条　第５条第３号に定める支援内容のうち、自主防災会が自らの地域防災力の向上及び強化を図るため、必要な防災資機材の整備に要する経費への支援として自主防災施設等整備補助金を交付する。

２　第５条第３号に定める支援内容のうち、自主防災会の活動拠点となる集会所等の耐震改修に対し、その改修に要する設計費及び工事費への支援として地区集会所等耐震改修補助金を交付する。

３　前２項に規定する補助金（以下「補助金」という。）の交付基準は、次のとおりとする。

【自主防災施設等整備補助金、地区集会所等耐震改修補助金交付基準】

項目	自主防災施設等整備補助金（第１項）	地区集会所等耐震改修補助金（第２項）
補助対象	(1) 消火栓器具箱及びその中に格納される消火器具類等で、次に掲げるもの ①格納箱、②ホース、③管そう、④ノズル、⑤T ハンドル、⑥媒介金具、⑦その他消火栓器具箱設備で市長が認めるもの (2) 自主防災活動に必要な１品当たりの単価	市が実施した耐震診断結果により、下記の要件に該当する施設 (1) 木造施設 総合判定結果が 1.0 未満であり、総合判定を 1.0 以上かつ 0.3 以上向上させる耐震補強を含む耐震改修計画を策

	が3万円以上の防災資機材で、次に掲げるもの ①防災倉庫、②無線機、③発電機・投光機、④消防用ホース、⑤担架・リヤカー・エンジンカッター等救助・救出資機材、⑥移動式かまど・非常用トイレ・テント等避難所資機材、⑦その他防災資機材で市長が認めるもの	定した施設 (2) 非木造施設 構造耐震指標(ＩＳ値)が0.6未満の施設 (3) 前記のほか、倒壊のおそれがある建物であり、市長が認める施設
補助率等	(1) 補助率：消火栓器具箱等：2/3 以内、防災資機材等：1/2 以内 (2) 限度額等：1件当たりの補助額は30万円を上限	(1) 補助率：10/10 (2) 限度額：補助額は500万円を上限
適用	(1) 本補助金は、防災資機材備品等に対する補助制度であり、構造物等の整備及び改修については対象外とする。ただし、防災資機材備品等を収納するための防災倉庫の整備については、対象とする。	(1) 耐震改修にかかる工事（撤去・復旧含む）以外の工事は対象外

（交付申請）

第１９条　補助金の申請に当たっては、コミュニティ協議会が所属する自主防災会の補助対象をとりまとめて、あらかじめ市長に補助金交付申請書（様式第１１号）を提出しなければならない。

（交付の決定）

第２０条　市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金の交付の決定を行うものとする。

２　前項の規定により決定した補助金の交付額に、１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てることとする。ただし、市長が別に定める場合は、この限りではない。

３　補助金の交付の決定において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

（交付決定の通知）

第２１条　市長は、前条第１項の規定に基づき補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金交付決定通知書（様式第１２号）により、当該コミュニティ協議会に通知するものとする。

（変更等）

第２２条　コミュニティ協議会は、所属する自主防災会が、前条の規定による決定に係る事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、あらかじめ市長に補助事業変更等申請書（様式第１３号）を提出し、その承認を得なければならない。

２　補助金の変更等に係る申請については、第９条第２項の規定を準用する。

（変更決定の通知）

第２３条　市長は、前条第１項に規定する申請書を受理したときは、第２０条の規定に準じ、補助事業変更等決定通知書（様式第１４号）により、当該コミュニティ協議会に通知するものとする。

（概算払・前金払）

第２４条　市長は、補助事業の実施に必要と認めた場合は、当該コミュニティ協議会からの補助金概算払・前金払請求書（様式第１５号）に基づき、補助金の一部又は全部を概算又は前金により交付することができる。

（実績の報告）
第２５条　コミュニティ協議会は、補助事業が完了したときには、完了の日から起算して２０日を越えない日又は当該年度の３月３１日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第１６号）を市長に提出しなければならない。
２　コミュニティ協議会は、資金繰りの事由により事業費を支払うことができない場合は、当該事業費の請求書を支払証拠書類として扱うことができる。この場合において、当該コミュニティ協議会は、補助金受領後に速やかに支払を行い、市長に領収書の写しを提出しなければならない。
（補助金の額の確定）
第２６条　市長は、前条に規定する報告書を受理し、その内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合することを認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定して当該コミュニティ協議会に補助金確定通知書（様式第１７号）により通知するものとする。
２　補助金の確定額は、補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額の合計額（１，０００円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。）と補助金の交付決定額又は変更交付決定額のいずれか低い額とする。
（補助金の交付）
第２７条　市長は、前条の規定による通知をした後、当該コミュニティ協議会から補助金請求書（様式第１８号）が提出されたときは、補助金を交付するものとする。
（交付決定の取消し又は補助金の返還）
第２８条　市長は、コミュニティ協議会又は所属する自主防災会が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金に係る交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は概算払若しくは前金払により交付した額の全部若しくは一部を返還させることができる。
(1)　この要綱及び交付決定に付した条件に違反した場合
(2)　補助金を他の用途に使用した場合
(3)　補助金の運用又は補助事業の執行方法が不適切と認められる場合
(4)　実支出額が概算払の額又は前金払の額に比べて減少した場合
(5)　市長の承認を受けないで補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止した場合
（遅延利息）
第２９条　補助金の返還金の遅延利息については、第１６条の規定を準用する。
（財産処分の制限）
第３０条　コミュニティ協議会は、自主防災施設等整備補助金の補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「補助財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に反して、補助財産を使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
２　前項の規定にかかわらず、コミュニティ協議会は、補助財産を用途変更し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、補助財産処分申請書（様式第１９号）を市長に提出しなければならない。ただし、補助財産が、補助金の交付目的及び当該財産の耐用年数を勘案して、市長が必要ないと認めた場合はこの限りでない。
３　市長は、前項に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助財産の処分を決定し、補助財産処分決定通知書（様式第２０号）により通知するものとする。
４　市長は、コミュニティ協議会が市長の決定を得て補助財産を処分したことにより収入を得た場合には、その交付した補助金の全部又は一部に相当する額を納付させることが

できる。
（関係書類の整備）
第３１条　関係書類の整備については、第１７条の規定を準用する。

第４章　その他必要な事項

（必要な指示等）
第３２条　市長は、第１条に規定する目的を達成するため必要があると認めるときは、目的を達成するに必要な限度において、奨励金及び補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。
（その他）
第３３条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）
１　この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。
（交付要綱等の廃止）
２　この要綱の施行にともない、田原市地域コミュニティ活動振興奨励金等交付実施要領及び田原市地域コミュニティ施設等整備補助金交付要領は廃止する。
（この要綱の失効）
３　この要綱は、令和１０年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年３月３１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年１０月３０日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。ただし、附則第３項の改正規定は、同年３月３１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年７月２２日から施行する。

附　則

（施行期日）
１　この要綱は、令和３年１月１日から施行する。
（経過措置）
２　この要綱の施行の際、現に改正前の田原市自主防災活動推進要綱の規定に基づき作成されている様式の用紙は、改正後の田原市自主防災活動推進要綱の規定にかかわらず、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年３月３１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。ただし、附則第３項の改正規定は、同年３月３１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年１２月１日から施行する。

（令和７年度の特例）

２　第１８条第１項に規定する自主防災施設等整備補助金について、令和７年度に限り、盗難被害にあった消火栓器具箱の中に格納されている消火器具類等を緊急で補充する場合にあっては、第１８条第３項に規定する補助率等の欄中「２／３以内」とあるのは「１０／１０」と読み替えるものとする。

３　前項の補助金の交付に当たっては、第２０条第２項本文の規定は適用しないものとする。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。ただし、附則第３項の改正規定は、同年３月３１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年６月２９日から施行する。

（令和８年度の特例）

２　第１８条第１項に規定する自主防災施設等整備補助金について、市長が別に定める期日に限り、盗難被害にあった消火栓器具箱の中に格納されている消火器具類等を緊急で補充する場合にあっては、第１８条第３項に規定する補助率等の欄中「２／３以内」とあるのは「１０／１０」と読み替えるものとする。

３　前項の補助金の交付に当たっては、第２０条第２項本文の規定は適用しないものとする。

様式第１号（第７条関係）

自主防災活動奨励金交付申請書

年　　月　　日

田 原 市 長　殿

申請者　コミュニティ協議会名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代 表 者 名　　会長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年度自主防災活動奨励金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１　事業の目的

２　事業の内容

３　事 業 期 間　着手(予定)　　年　　月　　日

完了(予定)　　年　　月　　日

４　奨励金の交付申請額　金　　円

自主防災会名	事業費（円）	交付申請額(円)	申請額の内訳(円)	
			前期交付額(7 割)	後期交付額(3 割)
計				

(添付書類)

１　自主防災活動奨励金事業計画書（様式第２号）

２　その他参考となる資料

様式第２号（第７条関係）

年　　月　　日

自主防災活動奨励金事業計画書

田 原 市 長　殿

申請者　コミュニティ協議会名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代 表 者 名　　会長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
［自主防災会名：　　］

年度自主防災活動奨励金事業に関する事業計画書について提出します。

１　事業の内容

防 災 訓 練	期　　日	年　　月　　日頃
	訓練内容	※訓練メニューに○印 情報伝達・避難誘導・消火・救助救出・炊き出し・応急手当 その他（　　）
	備　　考	※2 回以上開催の場合は　→　（他　　回開催）
啓 発 事 業	※研修会・講習会の計画がある場合記載	
	○「　　」（　　年　　月頃）	
	○「　　」（　　年　　月頃）	
備蓄品･啓発品等の購入予定	※備蓄食糧や防災物品等の購入予定を記載（数量不要）	
	（　　）（　　）	
	（　　）（　　）	
	（　　）（　　）	
	（　　）（　　）	
事 業 費	計　　円	
交付申請額	計　　円（10,000 円＋@300 円×世帯数）	

２　その他
添付資料　自主防災会名簿

様式第３号（第８条関係）

自主防災活動奨励金交付決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

田 原 市 長

　　年度自主防災活動奨励金については、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

１　対象となる事業の目的、内容等

　　年　　月　　日付けの申請書のとおり

２　事業費及び交付決定額

事　業　費	金	円
交付決定額	金	円

３　交付条件

様式第４号（第９条関係）

自主防災活動奨励金変更等申請書

年　　月　　日

田 原 市 長　殿

申請者　コミュニティ協議会名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代 表 者 名　　会長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年度自主防災活動奨励金事業について、下記のとおり変更等をしたいので申請します。

記

１　変更等の内容及び理由　　別紙事業変更計画書のとおり

２　交付申請額(変更後の総額)　　金　　円

(添付書類)

１　自主防災活動奨励金変更等事業計画書（様式第５号）

２　その他参考となる資料

様式第５号（第９条関係）

年　　月　　日

自主防災活動奨励金変更等事業計画書

田 原 市 長　殿

申請者　コミュニティ協議会名

代 表 者 名　　会長

［自主防災会名：　　］

年度自主防災活動奨励金事業について、下記のとおり変更等をしたいので申請します。

記

１　変更等の内容

２　変更等の理由

３　変更後の事業費及び奨励金の交付決定額

（円）

	交付申請額	変更後の額
事 業 費 計		
奨励金額計		

４　その他

※必要に応じて資料添付

様式第６号（第１０条関係）

自主防災活動奨励金変更等決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

田 原 市 長

　　年度自主防災活動奨励金について、下記のとおり変更等をすることに決定しましたので通知します。

記

１　変更等の内容

２　変更等の理由

３　変更後の事業費及び交付決定額

変更後の事業費	金	円
変更交付決定額	金	円

４　交付条件の変更

様式第７号（第１１条関係）

自主防災活動奨励金概算払請求書

年　　月　　日

田 原 市 長　殿

申請者　コミュニティ協議会名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代 表 者 名　　会長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年度自主防災活動奨励金の概算払について、下記のとおり請求します。

記

１　交 付 決 定 額　　金　　円

２　概算払請求額　　金　　円
※交付決定額の７割以内

自主防災会名	事業費（円）	交付決定額(円)	決定額の内訳(円)	
			前期交付額(7 割)	後期交付額(3 割)
計				

様式第８号（第１２条関係）

年　　月　　日

自主防災活動奨励金実績報告書

田 原 市 長　殿

申請者　コミュニティ協議会名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代 表 者 名　　会長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

［自主防災会名：　　］

年度自主防災活動奨励金事業が完了しましたので、下記により報告します。

１　事 業 期 間　　着　手　　年　　月　　日

完　了　　年　　月　　日

２　奨励金事業の実績及び決算等

（１）事業実績

防災訓練の実施状況	第１回	開 催 日	年　　月　　日 午前・午後　　時～(　　分間)
		参加者数	人
		訓練内容	※実施した訓練メニューに○印 情報伝達・避難誘導・消火・救助救出・炊き出し・応急手当 その他(　　)
	第２回	開 催 日	年　　月　　日午前・午後　　時～(　　分間)
		参加者数	人
		訓練内容	※訓練メニューに○印 情報伝達・避難誘導・消火・救助救出・炊き出し・応急手当 その他(　　)

※３回以上実施した団体は、別紙に記載

	開催日	開催内容	参加者数
啓発事業等	月　　日		人
	月　　日		人
	月　　日		人
	月　　日		人
	月　　日		人

※自主防災会が主催して行った研修会・講習会等実施した場合のみ記載（５回以上実施の場合は、別紙に記載）

その他の事業	

※消火栓・防災資機材等の点検、防災台帳・マップの更新等、訓練・啓発以外に実施した事業を記載

（２）購入物品等の明細

購入物品等	目　　的	数量	単価	計(円)
計				円

奨励金交付決定額	円

３　添付資料

（１）購入物品等の領収書の写し（領収書が入手し難い場合はその旨記載(電気・電話料等)）

（２）活動写真、購入物品等の写真、その他参考資料

様式第９号（第１３条関係）

自主防災活動奨励金確定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

田 原 市 長

　　年度自主防災活動奨励金については、下記のとおり奨励金額を確定しましたので通知します。

記

１　確定の基礎となった事業費　　金　　円

２　交 付 決 定 通 知 額　　金　　円

３　交　付　確　定　額　　金　　円

様式第１０号（第１４条関係）

自主防災活動奨励金精算払請求書

年　　月　　日

田 原 市 長　殿

申請者　コミュニティ協議会名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代 表 者 名　　会長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年度自主防災活動奨励金の精算払について、下記のとおり請求します。

記

１　交 付 決 定 額　　金　　円

２　概算払受領済額　　金　　円

３　差 引 請 求 額　　金　　円

様式第１１号（第１９条関係）

補助金交付申請書

年　　月　　日

田原市長　殿

申請者　コミュニティ協議会
代表者名　会長

年度補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

実 施 主 体	自主防災会

補助金の名称	自主防災施設等整備補助金 ・ 地区集会所等耐震改修補助金				
目的及び効果					
実 施 場 所	田原市				
実 施 期 間	着手予定　　年　　月　　日 完了予定　　年　　月　　日				
交付申請内訳	補助対象経費　（A）		円		
	内訳	市補助金　（B）	円	（A）×補助率 千円未満切捨て	
		地区負担金　（C）	円	（A）－（B）	
補助対象経費内訳	項目		金額（円）	補助率	積算内訳
	計				
備　　考					
添 付 書 類					

補助率　消火栓器具箱等：２／３、防災資機材等：１／２、地区集会所等耐震改修：１０／１０

様式第１２号（第２１条関係）

補助金交付決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

田 原 市 長

　　年度自主防災施設等整備補助金・地区集会所等耐震改修補助金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

１　対象となる補助金の名称、目的及び実施期間
　　年　　月　　日付けの申請書のとおり

２　補助対象経費及び補助金交付決定額
　　補助対象経費　　金　　円
　　交 付 決 定 額　　金　　円

３　交付条件

様式第１３号（第２２条関係）

補助事業変更等申請書

年　　月　　日

田原市長　殿

申請者　コミュニティ協議会
代表者名　会長

年度補助金について、下記のとおり変更をしたいので申請します。

記

実 施 主 体	自主防災会

補助金の名称	自主防災施設等整備補助金 ・ 地区集会所等耐震改修補助金				
目的及び効果					
変更等の理由					
実 施 場 所	田原市				
実 施 期 間	着手予定　　年　　月　　日 完了予定　　年　　月　　日				
変更交付申請内訳	区分		変更前	変更後	備考
	補助対象経費　（A		円	円	
	内訳	市補助金　（B	円	円	（A）×補助率 千円未満切捨て
	内訳	地区負担金　（C	円	円	（A）－（B）

補助対象経費内訳（変更後）	項目	金額（円）	補助率	積算内訳
	計			
備　　考				
添 付 書 類				

補助率　消火栓器具箱等：２／３、防災資機材等：１／２、地区集会所等耐震改修：１０／１０

様式第１４号（第２３条関係）

補助事業変更等決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

田 原 市 長

　　年度自主防災施設等整備補助金・地区集会所等耐震改修補助金について、下記のとおり変更等をすることに決定したので通知します。

記

１　変更等の内容及び理由
　　年　　月　　日付けの申請書のとおり

２　変更後の補助対象経費及び補助金交付決定額

補助対象経費	金	円
交付決定額(変更後)	金	円

４　交付条件

様式第１５号（第２４条関係）

補助金概算払・前金払請求書

年　　月　　日

田原市長　殿

申請者　コミュニティ協議会

代表者名　　会長
［実施主体：　　自主防災会］

年度自主防災施設等整備補助金・地区集会所等耐震改修補助金の概算払・前金払について、下記のとおり請求します。

記

１	交付決定(変更交付決定)額	金	円
２	概算払・前金払請求額	金	円

様式第１６号（第２５条関係）

補助事業実績報告書

年　　月　　日

田原市長　殿

申請者　コミュニティ協議会
代表者名　会長

年度補助金に係る事業が事業が完了したので、下記により報告します。

記

実 施 主 体	自主防災会

補助金の名称	自主防災施設等整備補助金 ・ 地区集会所等耐震改修補助金				
実績及び効果					
実 施 場 所	田原市				
実 施 期 間	着手　　年　　月　　日 完了　　年　　月　　日				
実績報告内訳	区分		申請額	実績額	備考
	補助対象経費（A）		円	円	
	内訳	市補助金　（B）	円	円	（A）×補助率 千円未満切捨て
		地区負担金（C）	円	円	（A）－（B）

補助対象経費内訳	項目	金額（円）	補助率	積算内訳
	計			

備　　考	
添 付 書 類	

補助率　消火栓器具箱等：２／３、防災資機材等：１／２、地区集会所等耐震改修：１０／１０

様式第１７号（第２６条関係）

補助金確定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

田 原 市 長

　　年度自主防災施設等整備補助金・地区集会所等耐震改修補助金については、下記のとおり補助金額を確定しましたので通知します。

記

１　確定の基礎となった事業費　　金　　円

２　交 付 決 定 通 知 額　　金　　円

３　交　付　確　定　額　　金　　円

様式第１８号（第２７条関係）

補助金請求書

年　　月　　日

田原市長　殿

申請者　コミュニティ協議会

代表者名　　会長
［実施主体：　　自主防災会］

年度自主防災施設等整備補助金・地区集会所等耐震改修補助金を、下記のとおり請求します。

記

１補助金確定額　　金　　円

２概算・前金受領済額　　金　　円

３差引請求額　　金　　円

様式第１９号（第３０条関係）

補助財産処分申請書

年　　月　　日

田 原 市 長　殿

申請者　コミュニティ協議会

代 表 者 名　　会長

［自主防災会名：　　］

年度自主防災施設等整備補助金・地区集会所等耐震改修補助金事業により取得し、又は効用の増加した補助財産（　　自主防災会）について、下記のとおり処分したいので申請します。

記

１　処分する財産

２　処 分 の 内 容

３　処 分 の 理 由

様式第２０号（第３０条関係）

補助財産処分決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

田 原 市 長

　　年　　月　　日付で処分の申請があった補助財産について、下記のとおり処分することを決定したので通知します。

記

１　処分する財産

２　処 分 の 内 容

３　処 分 の 理 由